

# 業 務 仕 様 書

## (適用の範囲及び仕様書の遵守)

第1条 本仕様書は、「R8企総管 棚野ダム 自動制御装置保守業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお、本業務は、設備を構成する各機器の点検、諸測定及び調整を行い、設備の機能を常に最良の状態に維持し、障害発生を未然に防止することを目的とするため、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上当然必要となる業務は、これを実施するものとする。

## (共通仕様書の適用)

第2条 本業務仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。

なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局編集）」に基づき実施しなければならない。

2 共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。ただし、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## (共通仕様書の変更・追加事項)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。

なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(徳島県HP)：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## (共通仕様書の読み替え)

第4条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## (成績評定の選択制（試行）)

第5条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## (受発注者共同による品質確保)

第6条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## (Web会議【受注者希望型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務で

あり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

#### Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### （業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

#### 委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

#### （資材価格高騰に対する特例措置）

第9条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

#### （委託業務箇所）

第10条 委託業務箇所は、次のとおりとする。

- (1) 勝浦郡勝浦町棚野 勝浦発電所
- (2) 勝浦郡勝浦町棚野 棚野ダム
- (3) 徳島市新蔵町1丁目 総合管理推進センター

#### （対象機器）

第11条 本業務における点検対象機器の内容は、次のとおりとする。

棚野ダム自動制御装置 一式

#### （業務内容）

第12条 本業務の内容は、別紙「点検項目一覧表」に掲げるとおりとする。また、次に掲げる機器の購入及び交換作業を実施すること。

- (1) FA-PC用HDD 10台  
ただし、データ配信装置及び表示用端末装置は各1台、その他のFA-PCは各2台交換とする。
- (2) DVDマルチドライブ 6台
- (3) 防塵フィルタ 6枚

#### （緊急点検）

第13条 履行工期内に故障が発生した場合は、監督員の要請に速やかに対応し、故障部位についての点検あるいは現地での復旧・修理作業を実施すること。

なお、費用については、その都度協議するものとする。

#### （諸法令の遵守）

第14条 受注者は、本業務の履行に当たり、次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 電気設備技術基準
- (3) その他関係法令等

#### （規格）

第15条 本業務の点検、測定に当たっては、次の各号に掲げる規格を適用するものとする。ただし、監督員が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 日本産業規格（JIS）

- (2) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (3) 日本電機工業会規格（JEM）
- (4) その他関係規格、基準等

#### （提出図書）

第16条 受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】(以下「ガイドライン」という。)」を準用し、各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)しなければならない。

なお、ガイドライン中の「工事」は「業務」に、「特記仕様書・現場説明書」は「業務仕様書」に、「しゅん工」は「完了」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 ガイドラインで特に記載がない項目については、監督員と協議の上提出するものとする。
- 3 受注者は、都合により電子納品できないときは、監督員と協議の上全ての書類を紙納品することができる。
- 4 受注者は、1項に定める電子成果品（正・副各1部）のほか、次に掲げる図書を電子データ及び紙媒体により指定期日までに提出しなければならない。

(1) 業務計画書	契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に	2部
ア 業務概要		
イ 業務工程		
ウ 業務組織計画		
エ 連絡体制（緊急時含む）		
オ 使用する主な機器		
カ 作業方法		
キ その他		
(2) 業務成果報告書	業務完了検査請求日まで	2部
(3) 業務写真	業務完了検査請求日まで	2部
(4) 監督員が指示する図書		必要部数

#### （管理技術者）

第17条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、管理技術者通知書を契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。また、管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、管理技術者の能力と経験を証明できるもの（業務経歴書等）を提出しなければならない。
- 3 受注者は、管理技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提示しなければならない。
- 4 受注者は、原則として、現場での業務に際して管理技術者を常駐させて作業を行わなければならない。
- 5 管理技術者は、本業務の管理及び統括を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者である。
- 6 管理技術者は、本業務の履行に当たり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。
- 7 管理技術者は、監督員が指示する関連のある他業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、本業務を実施しなければならない。

#### （その他）

- 第18条 受注者は、本業務の工程表作成に際し監督員と協議の上決定するものとする。
- 2 受注者は、本業務の実施に際し、監督員の立会あるいは了解のもと作業を行わなければならない。
- 3 本業務に必要な点検器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備しなければならない。
- 4 本業務の履行に当たり、軽微な修理部品については受注者の負担とする。
- 5 本業務は、受注者の責任において発注者の業務に支障のないよう行わなければならない。
- 6 本業務に起因する故障が発生した場合は、受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。
- 7 本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、全て受注者の責任により補償しなければならない。
- 8 本業務により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。
- 9 撤去品がある場合、監督員が指示する場所に集めておくものとする。

**(業務の完了)**

第19条 業務終了後、発注者の行う業務完了検査の合格をもって本業務の完了とする。

点検項目一覧表 (1/4)

別紙

場所	装置名	項目	点検内容
勝 浦 発 電 所	放流操作装置Ⅰ 放流操作装置Ⅱ	電圧等の測定	チェック端子等による各部電圧の測定
		動作確認	テストプログラムによる動作確認
	キーボード、マウスの動作確認		
	停電復電後、自動的にシステムが再起動することを確認		
	接続部の確認	コネクタ、プラグイン及び端子等の緩み及びヒューズの緩みの確認	
	本体周辺の清掃	本体が収容されているラック等、周辺の清掃	
	機器本体の清掃等	機器本体外面及び機器内部の清掃	
		エアフィルタの清掃	
		筐体ファンの点検及び清掃	
		DVD装置のヘッド清掃	
		キーボードの点検及び清掃	
		機器据付状態の確認	
	情報系LAN 制御系LAN	動作確認	表示部(LED)の確認
		接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等に緩みがないか確認
	機器本体の清掃等	機器本体外面及びファン、フィルタの清掃	
		機器据付状態の確認	
		機器据付状態の確認	
	入出力装置・貯水位（主・副） 光ケーブル接続盤・ 中継端子盤（リレー盤含む）	電圧等の測定	チェック端子等による各部電圧の測定
		動作確認	操作卓、機側装置等の動作状態の確認
		保安器、避雷器の確認	発熱、変色の有無を確認
		デジタル入出力の確認	機側盤との入出力信号を試験器にて確認
		出力リレー部の確認	接点状態、発熱、変色等の確認
		接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等に緩みがないか確認
		光レベルの測定	光の送受信レベルを測定
		本体周辺の清掃	本体が収容されているラック等、周辺の清掃
		機器本体の清掃等	筐体及びスペースヒータ等の点検
			機器本体外面及び機器内部の清掃
機器据付状態の確認			
情報入力・提供装置Ⅰ 情報入力・提供装置Ⅱ	電圧等の測定	チェック端子等による各部電圧の測定	
	動作確認	操作卓、機側装置等の動作状態の確認	
接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等に緩みがないか確認		
本体周辺の清掃	本体が収容されているラック等、周辺の清掃		
機器本体の清掃等	筐体及びスペースヒータ等の点検		
	機器本体外面及び機器内部の清掃		
	機器据付状態の確認		
表示設定操作卓 遠方手動操作卓	動作確認	各操作、制御の確認	
	操作、制御用鍵の確認	操作、制御用の鍵の保管状態及び機能の確認	
	各部機能点検	操作スイッチ、設定器による確認	
		保護機能の確認	
	電圧等の測定	チェック端子等による各部電圧の測定	
	表示器の点検、確認	表示データの確認	
		警報表示の確認	
		ブザー等の確認	
		SV、計測値表示の確認	
	接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等に緩みがないか確認	
機器本体の清掃等	機器本体外面及び機器内部の清掃		
	機器据付状態の確認		

点検項目一覧表 (2/4)

別紙

場所	装置名	項目	点検内容
勝 浦 発 電 所	表示装置	電圧等の測定	チェック端子等による各部電圧の測定
		ハードディスクの確認	稼働時間、不良セクタの有無を確認
		動作確認	テストプログラムによる動作確認
			停電復電後、自動的にシステムが再起動することを確認
		接続部の確認	コネクタ、プラグイン及び端子等の緩み及びヒューズの緩みの確認
		イベントログの確認	OS機能のイベントログを確認し、ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログがないことを確認する
		機器本体の清掃等	筐体内部の点検及び清掃
			ファンの点検及び清掃
			DVD装置のヘッド清掃
			ディスプレイの清掃
	キーボード、マウスの点検及び清掃		
	異常音、異常温度の有無を確認		
	ランプ点灯状態の確認		
	消耗品の交換		
	据付状態の確認		
	プリンタ複合機	スイッチ機能の確認	操作パネルによる各機能の確認
		機構部の点検	各機構部の点検、注油及び清掃
		印字動作確認	オンライン/オフラインでの印字動作の確認
		接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等に緩みがないか確認
		機器本体の清掃等	機器本体外面及び機器内部の清掃
	印字ヘッド（記録部）の点検及び清掃		
	機器据付状態の確認		
	時計装置	GPSアンテナの確認	外観及び設置状態の確認
		時刻の確認	標準時間と相違のないことの確認
			各装置への時刻信号（データ）の配分の確認
		本体周辺の清掃	本体が収容されているラック等、周辺の清掃
		接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等に緩みがないか確認
		機器本体の清掃等	機器本体外面の清掃
	機器据付状態の確認		
	雨量計	雨量データロガーの点検	記録状況の点検
		動作確認	雨量パルスの確認（注水）
		接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等に緩みがないか確認
		機構部の点検	各機構部の点検、注油及び清掃
		機器本体の清掃等	機器本体内外部の点検及び清掃
			機器据付状態の確認
	光伝送装置（貯水位計 （主）用受信部）	電圧等の測定	チェック端子等による各部電圧の測定
		表示部の確認	キー操作にて各種画面の切替機能を確認する
		接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等に緩みがないか確認
		機器本体の清掃等	機器本体外面及び機器内部の清掃
	機器据付状態の確認		
	ファイル装置	電圧等の測定	チェック端子等による各部電圧の測定
		動作確認	テストプログラムによる動作確認
キーボード、マウスの動作確認			
停電復電後、自動的にシステムが再起動することを確認			
接続部の確認		コネクタ、プラグイン及び端子等の緩み及びヒューズの緩みの確認	
本体周辺の清掃		本体が収容されているラック等、周辺の清掃	
機器本体の清掃等		機器本体外面及び機器内部の清掃	
		エアフィルタの清掃	
		筐体ファンの点検及び清掃	
		DVD装置のヘッド清掃	
		キーボードの点検及び清掃	
	機器据付状態の確認		

点検項目一覧表 (3/4)

別紙

場所	装置名	項目	点検内容
総合管理推進センター	データ配信装置 表示用端末装置	電圧等の測定	チェック端子等による各部電圧の測定
		動作確認	アプリケーションプログラムによる各画面表示の確認
			キーボード、マウスの動作確認
			L A Nによるデータの送受信機能等の動作確認
			停電復電後、自動的にシステムが再起動することを確認
		接続部の確認	コネクタ、プラグイン及び端子等の緩み及びヒューズの緩みの確認
		機器本体の清掃等	機器本体外面及び機器内部の清掃
			エアフィルタの清掃
			筐体ファンの点検及び清掃
			D V D装置のヘッド清掃
	キーボード、マウスの点検及び清掃		
	異常音、異常温度の有無を確認		
	カラーレーザプリンタ	スイッチ機能の確認	操作パネルによる各機能の確認
		機構部の点検	各機構部の点検、注油及び清掃
		印字動作確認	オンライン/オフラインでの印字動作等の確認
		接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等に緩みがないか確認
		機器本体の清掃等	機器本体外面及び機器内部の清掃
			印字ヘッド（記録部）の点検及び清掃
	機器据付状態の確認		
	通信装置（ルータ）	動作確認	L E D点灯状態の確認
機器本体の清掃等		機器本体外面の清掃	
		機器据付状態の確認	
接続部の確認		ケーブル、コネクタ、端子等に緩みがないか確認	

点検項目一覧表 (4/4)

別紙

場所	装置名	項目	点検内容
棚野ダム	光伝送装置（貯水位計 （主）用送信部）	機器本体の清掃等	機器本体外面及び機器内部の清掃
			機器据付状態の確認
		電圧等の測定	チェック端子等による各部電圧の測定
		接続部の確認 実測値との比較	ケーブル、コネクタ、端子等に緩みがないか確認 実測値とずれがないか確認
	貯水位計（主） （ポート式水研62自記）	機器本体の清掃等	機器本体外面及び機器内部の清掃
			機器据付状態の確認
		接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等に緩みがないか確認
		A/D変換器等の確認	水位計とA/D変換器との連動動作を確認
			ビットチェック（0000から9999までの各桁を10ステップ確認）
		電池電圧の確認	電池電圧が正常か確認
	機構部の点検	各機構部の点検、注油及び清掃	
	記録計の点検	記録計の動作状況確認及びびずれ調整	
	貯水位計（副） （水晶水圧式）	機器本体の清掃等	機器本体外面及び機器内部の清掃
			センサーを引き上げて清掃
			機器据付状態の確認
		接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等に緩みがないか確認
		中継ボックス内部の点検	アレスタ（避雷器）点検
	水位変換器の点検	必要に応じて水位を校正	
	電圧等の測定	チェック端子による各部電圧の測定	
	機側伝送装置	機器本体の清掃等	機器本体外面及び機器内部の清掃
			機器据付状態の確認
本体周辺の清掃、点検		本体が収容されているラック等、周辺の清掃 筐体ファン、ヒータの点検、清掃	
接続部の確認		ケーブル、コネクタ、端子等に緩みがないか確認	
電圧等の測定		チェック端子等による各部電圧の測定	
自動再起動の動作確認		停電復電後、自動的にシステムが再起動することを確認	
動作確認		S V、計測値表示の確認	
無停電電源装置（UPS） の点検		ファンの回転確認 停電試験	
開度計（洪水吐ゲート） 開度計（流調ゲート）	機器本体の清掃等	装置本体外面の清掃	
		機器据付状態の確認	
	接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等に緩みがないか確認	
	A/D変換器等の確認	ゲート開度検出機構とA/D変換器との連動動作を確認	
ビットチェック（0000から9999までの各桁を10ステップ確認）			
機構部の点検	各機構部の点検、注油及び清掃		

場所	装置名	項目	点検内容
棚野ダム	自動制御装置	総合動作試験	S V信号出力の確認
			インターロック
		動作試験	遠方手動操作及び自動制御の動作確認